

離婚届後

にするおもな手続 ※本人確認書類は必ずご持参ください。

窓口延長 マークのある窓口は、
毎週木曜日のみ夕方7時まで窓口を延長しています

下記にあてはまりますか？ ご自身で確認し、あてはまる場合は黄色い部分に✓してください。	手続内容	必要なもの	該当 ✓	済	問合せ窓口
住所 戸籍 住所 が変わる方 <small>窓口延長</small> 前配偶者と同居中で、生計を別にして いる方 <small>窓口延長</small>	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェック シートも確認してください			本館1階⑥番 住所変更・戸籍届出 (0835) 25-2109
	世帯分離届				
住民票等証明書 が必要な方 <small>窓口延長</small>	証明書の申請 ※戸籍謄本、受理証明書は届書提出後の 即日発行はできません。				本館1階④番 証明書 (0835) 25-2109
氏名 が変わる方	新しく 印鑑登録 されたい方 (旧氏名を含む印鑑は自動で廃止となります) <small>窓口延長</small>	印鑑登録	登録する印鑑		本館1階⑤番 印鑑登録 (0835) 25-2109
	マイナンバーカードをお持ちの方 <small>窓口延長</small>	氏名変更	・マイナンバーカード		本館1階⑦番 マイナンバーカード (0835) 25-2605
	パスポートをお持ちの方	氏名変更			本館1階②番 パスポート (0835) 25-2162
	お子さんの戸籍についてのご相談 <small>窓口延長</small>	入籍届、養子離縁届など	※受付窓口でご相談ください		本館1階⑥番 住所変更・戸籍届出 (0835) 25-2309

保険 年金	国民健康保険 に加入中で、氏名など国民健康保険資格確認書 又は資格情報のお知らせの記載に変更がある方 <small>窓口延長</small>	新しい国民健康保険資格確認書又 は資格情報のお知らせの受取	変更前の国民健康保険資格確 認書又は資格情報のお知らせ (あれば)		本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (0835) 25-2317
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方 <small>窓口延長</small>	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入 (20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	前配偶者の勤務先の 健康保険の資格喪失証明書		本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (0835) 25-2163
	氏名が変わる方で、75歳以上の方または 65歳以上で 後期高齢者医療制度 に加入している方 <small>窓口延長</small>	新しい資格確認書又は資格情報のお 知らせの受取(後日郵送します)	変更前の後期高齢者医療資格 確認書		本館1階⑨番 医療費・後期高齢者 (0835) 25-2322
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証 をお持ちの方 <small>窓口延長</small>	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額 認定証 ・特定疾病療養受療証など		本館1階⑨番 医療費・後期高齢者 (0835) 25-2164
	年金 を受給している方 <small>窓口延長</small>	年金の氏名変更 ※ 共済金の方共済金 農業者年金の方農			本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (0835) 25-2163
	年金分割を希望される方	街角の年金相談センター防府へお問い合わせください。 (防府市栄町1-5-1 笑顔満開通りルルサス防府2階) (0835) 25-7830			

子ども	保育所・認定こども園等 を利用されている方	世帯状況の変更など	※受付窓口でご相談ください		本館1階①番 子育て支援・保育 (0835) 25-2126	
	児童手当 を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～高校生年代) <small>窓口延長</small>	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・新たに申請される方の通帳 ・(3歳未満の子どもがいる場合のみ) 新たに申請される方の健康保険 資格情報のお知らせ又は資格確 認書 ※必要なものがそろっていても 窓口へお立ち寄りください			本館1階①番 子育て支援・保育 (0835) 25-2348
	福祉医療費受給者証(カクフク) をお持ちで 子どもの氏・住所が変わる方(0歳～高校生年代) <small>窓口延長</small>	福祉医療費受給者証(カクフク) の変更	・福祉医療費受給者証(カクフク) ・健康保険資格情報のお知らせ 又は資格確認書(子)			
	ひとり親家庭等 のご相談 <small>窓口延長</small>	児童扶養手当の認定請求	※受付窓口でご相談ください			
		ひとり親家庭等医療費助成の 相談・申請	※受付窓口でご相談ください			
	防府市立小学生・中学生 のお子さんがある方	経済的な事情がある方 <small>窓口延長</small>	就学援助費の相談・申請	・マイナンバーが確認できるもの ・口座情報が確認できるもの ・対象年度の所得課税証明書		本館8階 学校教育課 学務係 (0835) 25-2493
学校給食費の振替口座を変更される方	各学校で手続が必要です				各学校	

高齢 障害	氏名が変わる方で 介護保険証 をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方) →施設利用料の 負担軽減 を受けている方	保険証は後日郵送しますので手続は不要です 負担軽減制度の再申請 ※後日、対象外であることが分かった場合、返納の可能性があります	預貯金額がわかる通帳など ※詳しくは受付窓口でご相談ください	本館2階①番 高齢者福祉 (0835) 25-2128
	氏名が変わる方で 障害の手帳 をお持ちの方 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)	各種手帳の氏名変更	・障害者手帳(身体・療育・精神) ・マイナンバーが確認できるもの	本館2階②番 障害者福祉 (0835) 25-2387
	福祉医療費受給者証(重度心身障害者用) をお持ちの方で、氏名や健康保険証に変更がある方	・受給者証の氏名変更 ・保険変更の届出	・福祉医療費受給者証 ・被保険者情報の確認ができるもの(変更があった場合) ・マイナンバーが確認できるもの	
	特別障害者手当、障害児福祉手当 を受給していて、氏名が変わる方	氏名変更および振込口座の名義変更	・マイナンバーが確認できるもの ・口座情報が確認できるもの	
	特別児童扶養手当 を受給していて受給者が変わる方、または受給者の氏名が変わる方	受給者の変更または氏名変更	詳しくは窓口でお尋ねください	
	自立支援医療(更生・育成・精神通院) の受給者証をお持ちの方で、氏名や健康保険証に変更がある方	受給者証の氏名変更、保険変更等	・自立支援医療受給者証 ・被保険者情報の確認ができるもの(変更があった場合) ・受診者及び被保険者のマイナンバーが確認できるもの(被保険者情報に変更があった場合)	
障害福祉サービス、障害児通所支援 を利用している方で、氏名や所得区分等に変更がある方	・受給者証の氏名変更 ・所得区分等の変更	・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所受給者証	本館2階②番 障害者福祉 (0835) 25-2338	
税・料金 上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話で手続できます	仁井令町13-1 上下水道局 お客センター (0835) 23-2511	
その他 市営住宅を退去する方 または市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続 市営住宅の入居・同居の相談	※受付窓口でご相談ください	本館2階③番 市営住宅 (建築課 住宅管理室 住宅係) (0835) 25-2178	



防府市役所
〒747-8501
防府市寿町7番1号

開庁時間 あさ **8時30分** ~ 夕方 **5時15分**
 (土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※毎週木曜日は夕方7時まで窓口業務の一部を延長しています。
 対応窓口は内側の表でご確認ください。

*** 防府市ホームページ <http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/> ***

離婚届を提出される方へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。
- 「協議離婚」の場合、**証人(成年2人)**が必要です。
- 未成年のお子さんがいるときは、離婚後の親権について、**夫婦双方の真意に基づいて合意した旨の記載等が必ず必要**です。
- 「調停(裁判)離婚」の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。**家庭裁判所から交付される調書の謄本等**が必要です。
- 離婚後も婚姻中の氏を引き続き使用したい場合は、**離婚の際に称していた氏を証する届(戸籍法77条の2の届)**に署名のうえ、届出してください。


問合せ窓口 市民課 戸籍係 0835-25-2309
 本館1階⑥番「戸籍届出」窓口
 ※手続きの際は発券機で番号札をお取りください

※時間外(木曜窓口延長を含む)に提出された場合、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。そのため関連する手続ができるのは翌開庁日以降です。


忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。本人確認書類の提示をお願いいたします。



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証
- ・年金手帳※
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。



関連する手続は内側にあります

必要な書類がそろわない場合や、木曜日の窓口延長等時間外に離婚届を提出された場合は、後日あらためてご来庁いただく必要があります。

手続チェックシート 離婚